

学校ブロック塀等の現地調査結果について

1 経過

- 6月18日 大阪府北部を震源とする地震発生
- 6月19日 市立学校全校(174校)に対し、ブロック塀等の有無、高さについて、目視確認し、報告するよう指示
- 6月21日 学校からの報告等で、57校(小学校36校、中学校19校、特別支援学校1校、高等学校1校)においてブロック塀等が設置されていることを確認
- 同上 市立学校に対して、「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」を発出(危険箇所の確認や登下校時の指導等、児童生徒の安全確保への取組等について依頼)
- 6月22日～27日 教育委員会事務局職員(学校施設所管職員)により、上記57校の現地調査を実施
- 6月29日 倒壊したブロック塀と設置状況が類似する2校(南河原小学校、梶ヶ谷小学校)について、安全対策を講じ、水泳学習を中止
- 7月13日 現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校24校(小学校21校、中学校3校)を公表

3 現在の取組状況

- 現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する24校では、児童生徒等がブロック塀等に近づかないよう、掲示やカラーコーンを配置し、注意喚起を実施
- 浅田小学校、南河原小学校、大戸小学校、梶ヶ谷小学校、白幡台小学校、菅生小学校の6校については、ブロック塀をプールの目隠しとして使用しているため、水泳学習を中止
- 各学校では、通学路の安全点検を実施するとともに、危険箇所が確認された場合は、児童生徒への注意喚起や震災時の対応などの安全指導を実施



2 調査結果

現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校	ブロック塀		投てき板	
	高さ2.2m超	高さ2.2m以下 ・仕様を満たす控壁無し	高さ2.2m超	高さ2.2m以下 ・仕様を満たす控壁無し
24校 (小学校21校、中学校3校)	6校	12校	2校	6校
	浅田小学校 南河原小学校 大戸小学校 * 梶ヶ谷小学校 白幡台小学校 菅生小学校	殿町小学校 さくら小学校 幸町小学校 * 下河原小学校 平間小学校 東住吉小学校 登戸小学校 西生田小学校 南百合丘小学校 塚越中学校 宮前平中学校 稲田中学校	下小田中小学校 西有馬小学校	幸町小学校 * 住吉小学校 大戸小学校 * 長尾小学校 宿河原小学校 片平小学校

4 今後の取組

- 高さ2.2m超のブロック塀・投てき板については、早急に撤去等を行う(浅田小、南河原小、大戸小、梶ヶ谷小、白幡台小、菅生小、下小田中小、西有馬小)
- 高さ2.2m以下で仕様を満たす控壁無しのブロック塀等については、早急に撤去等を行う

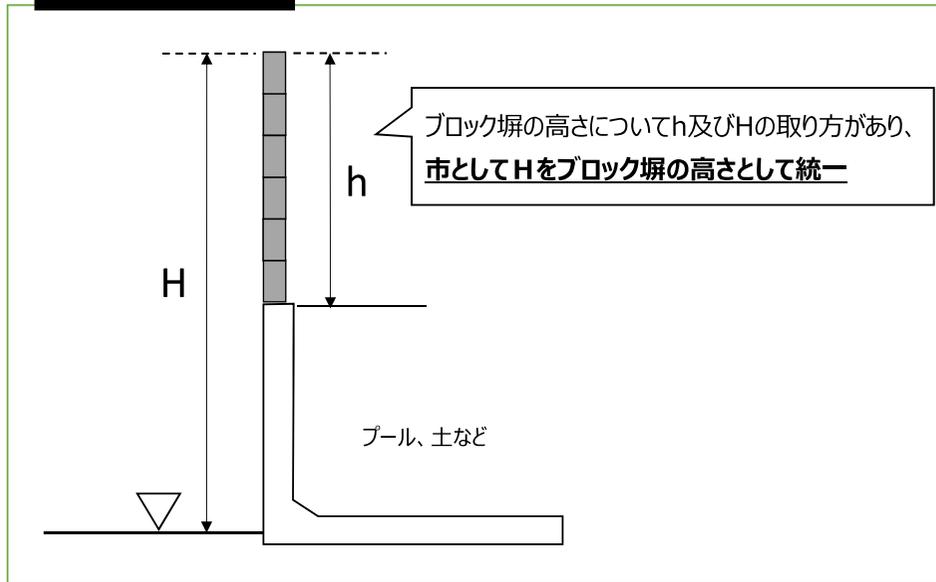
(関係法令) 建築基準法施行令第61条、第62条の8 (抜粋)

	ブロック塀	
	補強コンクリートブロック造	組積造(れんが造等)
高さ	2.2m以下	1.2m以下
厚さ	15cm以上(高さ2m以下の塀は、10cm以上)	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上
控壁	長さが3.4m以下ごとに控壁を設置(塀の高さの1/5以上突出したもの) * 高さが1.2m超のものに適用	長さが4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁を設置

その他、基礎、鉄筋等の基準あり

*「ブロック塀」と「投てき板」をどちらも有している学校が2校あります。

1 高さの取り方



3 高さhの例



梶ヶ谷小学校
プールサイドからの
高さ(h) CB6段
1.2m程度

2 高さHの例



梶ヶ谷小学校
地盤面からの高さ
(H) 2.4~2.9m

4 控壁の例



幸町小学校
控壁間隔4.0m
間隔が広く、現行
法令を満たしてい
ない。